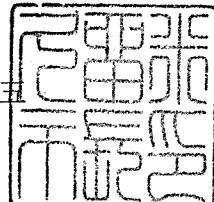


令和6年度災害備蓄用毛布クリーニング及び真空圧縮包装業務について、下記のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型・郵便入札案件）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年1月9日

久留米市長 原口 新五



## 1 入札に付する事項

- (1) 【郵便入札案件】
- (2) 業務名：令和6年度災害備蓄用毛布クリーニング及び真空圧縮包装業務
- (3) 回収納品場所：高良内防災倉庫（久留米市高良内町607番地1）
- (4) 業務内容等：別紙「令和6年度災害備蓄用毛布クリーニング及び真空圧縮包装業務仕様書」のとおり
- (5) 履行期間：契約締結から令和7年3月31日
- (6) 予定価格：1,491,600円（消費税及び地方消費税を含む）  
予定書比較価格：1,356,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
- (7) 最低制限価格：無
- (8) 説明会の有無：無
- (9) 前払金及び部分払いは無

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならぬ。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市府達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
  - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあっては国民健康保険料
  - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

### 3 契約条項を示す場所

下記「10 事務局」

### 4 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、ウ～オの提出書類は提出しなくてよい。また、エ、オは提出期限から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

#### （1）提出書類

- ア 入札書（第1号様式）
- イ 入札参加資格確認申請書（第2号様式）
- ウ 役員等調書及び照会承諾書（第4号様式）
- エ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
- オ 次に掲げる、入札参加者の所在地区別及び法人・個人別の納税等証明書

所在地区分		税区分	納税等証明書	
			税目	法人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
		法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
		久留米国保	国民健康保険	－

※ 支店等による入札及び契約等を希望される場合は下記書類も提出すること

カ 委任状（第5号様式）

## キ 使用印鑑届（第6号様式）

### （2）提出期限

令和7年1月28日（火曜日）17時15分（必着）

### （3）提出先（宛先）

下記「10 事務局」

### （4）郵送方法

① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

② 内封筒には、提出書類のうち、ア. 入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。

③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイ～キを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

（5）提出期限までに、（1）の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。

## 5 開札

（1）入札日時：令和7年2月5日（水曜日）午前10時00分

（2）入札場所：久留米市役所本庁舎 10F 会議室

（3）立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に關係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

### （4）落札者の決定方法

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行ない、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位のものを落札候補者として入札参加資格の確認を行ない、落札者の決定まで同様に繰り返す。

落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、直ちにくじにより落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない久留米市役所職員にくじを引かせるものとする。

### （5）落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

### （6）入札辞退

入札を辞退する者は、入札執行前までに「入札辞退届（第3号様式）」を提出すること。

## 6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

### （1）入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（昭和39年久留米市規則第22号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、免除する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、10 事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあっては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

#### （2）契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

### 7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

### 8 その他入札に関し必要な事項

#### （1）質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から 令和7年1月16日（木曜日） 17時15分まで
- ② 受付場所：下記「10 事務局」
- ③ 質問の提出方法：

質問書（第7号様式）をFAX又はEメールで提出すること。電話での質問は受け付けない。  
また着信確認の電話連絡を行うこと。

- ④ 質問に対する回答：

令和7年1月22日（水曜日）までにEメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、令和7年2月10日（月曜日）までに契約締結の手続きを行うこと。

9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市総務部防災対策課 和合、藤木

住所：福岡県久留米市城南町15番地3 久留米市役所10F

電話：0942-30-9074

FAX：0942-30-9712

Eメール：[bousai@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:bousai@city.kurume.fukuoka.jp)